NPO法人
学校安全ネット通信№（2021..15発行
発行責任者　事務局長・浅見洋子

～ともに～　皆心一つに

学校安全ネット通信　№10
【スクールロイヤー特集】

頁1　お問い合わせメールから（いじめ相談）　浅見　洋子　（会員）
頁2　『オリンピック前に判明した小山田氏の過去の行為の法的価』　細川　潔　（弁護士）
頁4　特集その１　大阪のスクールロイヤーの運営の紹介
～第４回オンライン学習会～　講師　峯本　耕治　弁護士
上記報告　原田　敬三（弁護士）
頁5－8　特集その２　教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き書　第１版　まとめ　細川　潔　（弁護士）
頁9　安全ネットがお薦めするこの一冊
『心的外傷と回復』ジュディス・L・ハーマン著(中井久夫訳)
朝倉　正幸　（弁護士）
頁10　コラム『教育現場から見える学生気質』
和田　巌雄　（会員）

昨年度（2020年～4月1日～2021年3月31日）の、ホームページからの「お問い合わせ」メールは28件でした。が、本年度（2021年4月1日～）9月までの相談は、既に43件来ております。

保護者からの相談で多いのは、教師の暴言・不適切な対応に傷つき不登校になったお子さんへの心配と学校への対応方法の相談です。

母親のスマホから「誰なら助けてくれますか」とつぎのようなメールが送られてきました。

> 背の低くいことで、学校でも、知らない人にまで陰口を言われています。小学校の３年からもう６年以上になります。せめて、学校での事は、先生に対応して欲しいのですが、「言った子が誰だかわからないと対応出来ないな！気にするな」と言う先生に、お母さんが、学校に行ってお願いしました。でも、何も変わりません。今では、学校に行っても行かなくても気にされない存在です。　（編集してあります。）

安全ネットから返信したメールに、後日、子どもに代わって親からメールが返信されてきました。

> 子供が、わたしの携帯よりメールをしております。〇〇〇は、私の名前です。
> 私共は、長年あの子の「死にたい。」と言う言葉に付き合ってまいりました。でも、受け止め続ける私達も辛く、難しい状態です。
> 3度死のうとした、あの子、次は、きっと居なくなってしまうだろうと…。
> あの子にも人権はあるのに…。子供に何も言ってあげられない不甲斐ない親です。
> どこにいっても、誰にいっても誰も助けてくれない。いったい、どこなら、誰なら助けてくれる？そう、あの子は尋ねますが、これもに答えてあげる事できません。
> あの子は今メールを返す事も難しい状態です。
> わずかな、願いのもと送ったメールだと思います。　（編集してあります。）

陰口もいじめ！いじめは犯罪です。 心無い一言で、こんなにも苦しんでいる人が、家族がいることを知ってください！　言葉を心を大切に！ 自分の中に想像する力を育てたいですね！（浅見）

東京オリンピック前に判明した小山田氏の過去の行為の法的評価

弁護士　細　川　　潔

本通信が出される頃には、少し古い話題になっていると思いますが、東京オリンピック開会式で楽曲の作曲を担当することになっていた小山田圭吾氏（以下「小山田氏」といいます。）の過去の問題行動について述べたいと思います。

学校安全ネットの会議の際、ある会員から「小山田氏の行為は『いじめ』というより『犯罪』と言うべきではないのか。」という問題提起がありました。

小山田氏の行為は（実際に雑誌に掲載された行為が行われていたとするならば）決して許されるものではありません。ただ、単に「許されない」とするだけでは、議論が深まらなかったり、議論が曖昧になってしまったりして、被害者救済や再発防止が進まなくなってしまうおそれがあります。いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者においては、上記のような法的な分類を意識しつつ問題に対処することが、被害者救済や再発防止にとって有益だと思われます。

小山田氏の行為は、「ROCKIN'ON JAPAN」「クイック・ジャパン」という雑誌に、小山田氏がインタビューに答えるという形で掲載されていたものです。その内容に関しては、小山田氏がツイッターで「事実と異なる内容も多く掲載されております」と言っていたり、小山田氏の同級生が「記事にあるほどの酷い『いじめ』話は盛ったのでは」と語っていたりしています。現在に至っては確認のしようがないので、以下、両誌に掲載された行為が実際に行われたものとして、論じたいと思います。両誌に掲載された小山田氏の行為としては、いずれも、障がいをもつ生徒に対して、①全裸にしてグルグルに紐を巻いて自慰行為をさせたり、食糞をさせたり、バックドロップをするというアイディアを提供する、②段ボール箱に入れて、全部グルグルにガムテープで縛り、空気穴を開け、そこに黒板消しでパタパタやり、その後しばらく放っておく、③ジャージを脱がせて廊下を歩かせる、④マットレス巻きにしたり、跳び箱の中に入れたり、マットの上からジャンピングニーパット（※プロレスの技）をする、⑤色々なものを買わせる（総額１５万円）というものでした。なお、小山田氏が当該行為を行ったのは、小山田氏が中高生の頃とのことですので、１９８０年代だと思われます。

小山田氏の行為を法的に考えると、主に３つの構成がありえます。その３つとは「いじめ」「不法行為」「暴行等」です。以下、詳細に述べます。

「いじめ」にあたるか

まず、「いじめ」についてです。いじめ防止対策推進法において、「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています（同法２条１項）。小山田氏の行為が、上記「いじめ」の定義に当てはまることは論をまたないでしょう。もっとも、小山田氏の行為当時には、いじめ防止対策推進法は存在しませんでした（いじめ防止対策推進法は２０１３年に制定・施行。）。ですので、小山田氏の行為について、この定義をそのままあてはめるわけにはいかないでしょう。文部科学省（旧・文部省）は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を行っており、この中で、「いじめ」は「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」とされていました（昭和６１年度の定義）。

この当時の定義ですと、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」という点が気になりますが、このレベルの行為を学校が確認していないということは考えられないと思います。

当時いじめ防止対策推進法があったら本件では「いじめ」があることは明らかですので、もし当時いじめ防止対策推進法があったならば、という前提で以下論じることにします。

小山田氏の行為については、いじめ防止対策推進法に基づく措置が取られることになるでしょう（同法２３～２５条）。学校が当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告することになります。学校が、いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うことになります。そして、学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることになります。学校は、教職員が支援等を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずることになります。学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき（後述するように、本件はこれに当たり得ると思います。）は所轄警察署と連携してこれに対処し、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めることになります。学校の設置者は、学校から報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、適切に当該児童等に対して懲戒を加えます。

本件では、小山田氏が指導を受けたり、被害生徒と別の教室で授業を受けることになったり、場合によっては懲戒を受けることになるでしょう。

民法上の責任

２つ目は「不法行為」です。民法では、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」（同法７０９条）とされています。小山田氏の行為は、故意によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したといえるので、民法上の不法行為に当たります。

なお、①の行為に関しては、アイディアを提供しただけだとのことですが、仮にそうだとしても、共同不法行為者としての責任は負うものと考えます（同法７１９条２項「行為者を教唆した者及び幇ほう助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する」）。

「不法行為」に該当する場合は、不法行為者は、被害者に対して損害を賠償する責任を負います。もっとも、不法行為には時効や除斥期間があります。改正民法が２０２０年から施行されていますが、小山田氏の行為時から２０年以上経っているので、改正前民法でも改正後民法でも、時効または除斥期間になっていて（改正前民法７２４条、改正後民法７２４条の１、２）、損害賠償の請求はできないことになりそうです（なお、本件では、改正前民法の適用となります。）。もっとも、最高裁でも、除斥期間による権利消滅の例外を認めたり、時効の起算点（始まりの時期）を不法行為時より後にずらしたりする判断が出てもいますので、検討の余地はあると思われます。

刑事上の責任

３つ目は刑事の「暴行」「傷害」「強要」「恐喝」です。「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいいます（刑法２０８条）。「傷害」とは、人の生理的機能を障害することをいいます（争いがあります）（同法２０４条）。「強要」とは、生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することをいいます（同法２２３条）。「恐喝」とは、人を暴行・脅迫して財物を交付させることをいいます（同法２４９条）。小山田氏の行為が必ずしも明らかではありませんが、上記の罪責に問われうる行為はあったものと思われます。①の行為に関しては、アイディアを提供しただけだとのことですが、仮にそうだとしても、教唆犯（同法６１条１項）、幇助犯（同法６２条１項）、共同正犯（同法６０条）のいずれかには該当すると思われます。

もっとも、刑事事件の公訴提起には時効があります。「暴行」は３年、「傷害」は１０年、「強要」は３年、「恐喝」は７年で公訴時効が完成します（刑訴法２５０条）。時効は犯罪行為が終わった時から進行するので（同法２５３条）、行為から３０年以上近く経過していると思われる本件では、公訴時効が完成していないとするのは困難でしょう。

以　上

特集　その1

大阪のスクールロイヤー運用の紹介

講師　峯本耕治（大阪弁護士会所属）

第4回オンライン学習会報告ー2021,6,19（土）

１９９０年当時、体罰・管理教育が、一方で「荒れる教室」が問題になった時期に弁護士となり、大阪府のスクールロイヤースクールソシャワーカーのスーパーバイザーを務められている。また、「子どもを虐待から守る制度と介入司法」と「スクールソーシャルワークの可能性（（共著）などの著書がある。最初の事件が、内申書の開示事件でした。

高校しん爆進学に影響する内申書が子ども管理の郷愚に使われているという問題意識で開示を求めた裁判にとりくみ、最高裁まで行きました。これを機に学校教育に関わることになりました。

その後、英国に留学して、ケース研究の実践場面に接しました。個別裁判ではなく、子どもの最善の利益を目指し先生方と一緒に改善する姿。そこでは、表面的関りに終わらず、福祉的視点で子どもや家庭を指導・支援し、それがシステマチックに取り組まれている。

これを教育支援の方向の一つとして日本でも始めたいと、学校のサポートシステムを研究する会（現在ＴＰＣ教育サポートセンター）を作りました。学校教育に、福祉の視点・発達成長の視点・危機管理の視点を取り入れてサポートしていこうという目標を掲げ、ほどなく学校のケース会議に専門職を派遣する取り組みが始まりました。

２００８年文科省がスクールソーシャルワーカーの全校配置を予算化します。今では当然とされる福祉の視点が学校教育に取り込まれます。加えて、スクールロイヤー制度は、安全・安心・（虐待防止の意味を込めて）愛情の三つの実現に向けてサポートすることになります。

歴年的に整理すれば、１９９０年代後半にスクールカンセラー制度が発足、２０００年代中頃にスクールカンセラー制度が発足、２０２０年代初めにスクールローヤー制度が発足、とたどれます。今日、これらの三専門職は、学校により、専門職による支援チームと見ています。外部支援ではなく、内部的支援と捉えられています。（このあと、具体的活動内容の紹介が多数なされましたが、字数の関係で省略しました。）

野田市の虐待死事件では児童相談所の対応と学校のアンケート漏洩が批判に晒されましたが、ＳＬがいて、「個人情報の漏洩にあたるから違法だ」と一言アドバイスしたら防げたものと悔やまれます。

（文責　原田敬三）

特集その2

教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き　第1版まとめメモ

文責　細川潔（弁護士）

1．総論～弁護士との連携を目指して～

（1）初めに

学校現場で，初期対応の段階から，予防的に弁護士等が関わることで，速やかな問題解決＆教職員の負担軽減。

各教育委員会における法務相談体制の構築に役立てる際の留意点＆具体的な弁護士への相談事例の紹介

（2）弁護士に依頼できること(業務内容)

① 助言・アドバイザー業務

違法・適法の判断＆ソーシャルワークの視点から，学校のアセスメント（見立て）とプランニングをサポート

② 代理人・保護者との面談への同席等

弁護士が学校や教育委員会の立場にたった代理人として直接保護者等とやりとりをすることが適切な事案がある。

③ 研修

④ 出張授業

（3）留意点

弁護士との法務相談体制の整備にあたり，その業務内容によっては，教育委員会・学校における法務相談を依頼している弁護士とは別の弁護士に依頼をすべき場合もある。調査委員会等の委員は×。助言・アドバイザー弁護士と代理業務弁護士を分ければ助言・アドバイザー業務における
中立性が徹底される。

2．法務相談体制の構築に向けたステップについて

（1）弁護士会（単位会）との連携

教育委員会が所在する都道府県の弁護士会に問い合わせる方法。知見のある弁護士に個別に問い合わせる方法。文科省による「スクールロイヤー配置アドバイザー」委嘱制度。

（2）助言・アドバイザー業務における相談
方法等の設計

ア　相談方法等

① 適宜弁護士に対して相談できう制度

② 特定の日時を指定して相談できる制度

③ ①及び②を併用する制度

【①－１】 学校の管理職又は教職員が直接弁護士に相談できる制度

【①－２】 学校の管理職又は教職員が教育委員会に相談をた上で、教育委員会から弁護士に対して相談をする制度

【①－３】 教育委員会から弁護士会に対して相談し，弁護士会が案件ごとに弁護士を紹介する制度

イ　相談の場所

法律事務所、学校・教育委員会内の部屋・メール、電話

（3）助言・アドバイザー業務における各関係機関等との連携の設計

取組例　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから相談ができるようにしたり，定期的な意見交換会の場を持ったりする要保護児童対策地域協義会のケース会議に出席する

スクールカウンセラー等と一緒に学校校の相談に乗る
法務相談を受ける弁護士と自治体の顧問弁護士との役割分担
(助言・アドバイザー業務か)
(代理業務か、教育分野か，それ以外の分野か)

（４）報酬体系の設計（特に助言・アドバイザー業務について）
① 相談毎の報酬、②月額固定の報報酬、③その他（授業・研修毎、案件毎に着手金・成功報酬制・タイムチャージ制）

（５）助言・アドバイザー業務に関する事項(利益相反等)

助言・アドバイザー業務については、継続的い学校及び教育委員会に対して助言をすることになる。例えば、当該学校・教育委員会を相手方とする事件を受任している弁護士は、利益相反により、当該学校・教育員会において助言アドバイザー業務を行うことはできない可能性がある。

いじめ問題等を発端とした、被害児童生徒から加害児童生徒に対する被害弁償の額についての争いなど、当事者間で解決すべき案件についての一方からの相談対応や、警察と協力して対応している事案における刑事事件上の児童生徒の権利擁護の対応など、助言・アドバイザー業務を行う弁護士がそれらの対応に従事することが現在の役割と抵触する考えられる場合は、児童生及びその保護者に、弁護士会の相談窓口等を案内し、別の弁護士等が対応できるように促すことが望ましい。

３．業務類型ごとの事例集（事例目次は下記）

４．最後に

実際に学校現場で弁護士との連携を円滑に進めるに当たっては，弁護士に学校や子供たちの様子を知ってもらったり，教職員と弁護士がお互いの専門性を含めた相互理解を深めたりできるよう，学校訪問の機会を設けることや，裁判例や公表されている事例等に基づ第三者委員会の報告書，学校内で実際に起こったき，あるべき対応について，教職員や弁護士で勉強会をするなどして議論すること等も考えられる。

本手引きを活用して，弁護士との連携を深め，学校・地域の実情に合った法務相談体制を構築することで，教員お負担を軽減するとともに、その力を学校教育の場面で遺憾なく発揮し，子供たちへのより良い教育が実現できるように環境を整えていただくことを願っております。

文科省の手引きでは、助言・アドバイザー業務の事例が１１例、代理・保護者との面談等への同席等の事例が２例、研修業務事例が４例、出張授業事例が５例それぞれ紹介されているが、長文の内容であるため内容を省力し、目次のみを紹介する。

事例集

【助言・アドバイザー業務―事例１】いじめ対応
【助言・アドバイザー業務―事例２】保護者への対応
【助言・アドバイザー業務―事例３】学校事故への対応
【助言・アドバイザー業務―事例４】児童虐待
【助言・アドバイザー業務―事例５】触法・非行・暴力・性加害等の問題行動
【助言・アドバイザー業務―事例６】不登校
【助言・アドバイザー業務―事例７】障害のある児童への対応
【助言・アドバイザー業務―事例８】重大な少年事件やいじめ，自死事件等が発生した場合の対応
【助言・アドバイザー業務―事例９】貧困・福祉問題
【助言・アドバイザー業務―事例１０】体罰，生活指導上の問題等への対応
【助言・アドバイザー業務―事例１１】著作権

【代理・保護者との面談への同席等―事例１】保護者の対応にあたって
弁護士が窓口となって対応した事例
【代理・保護者との面談への同席等―事例２】専門家の立場から保護者や
関係者に対して法的手続に関する正確な情報を提供した事例
【研修業務―事例１】いじめ，体罰，児童虐待，生徒指導等
【研修業務―事例２】法教育
【研修業務―事例３】個人情報を含むコンプライアンス
【研修業務―事例４】保護者対応
【出張授業―事例１】いじめ予防授業
【出張授業―事例２】法教育
【出張授業―事例３】消費者教育
【出張授業―事例４】ワークルール教育
【出張授業―事例５】デートDV 等

細川潔先生の解説

峯本先生のお話にあったこととかぶるんですけれども、期待されていることはまず、助言・アドバイザー業務。法的なアドバイスを行う。その中で弁護士は違法とか適法とかの判断だけではなくて、子どもの支援のあり方ということまで検討に入れて対応するということが期待されているようです。あとは、代理・保護者との面談への同席ということも期待されているようです。

これも峯本先生のお話にもありましたけれど、弁護士が保護者とか、学校とか、教育委員会の交渉窓口になることによって、学校や教育委員会の過度な時間的精神的負担を軽減させることも、期待されているようです。あとは、研修です。先ほどの話にもありましたけれど、研修も期待されていて、弁護士が教職員や教育委員会に対して、各種の研修活動を行うことも期待されているようです。あとは出張授業です。弁護士が児童生徒に対して法律専門家としての知見に基づいて、ゲストティーチャーとして出張授業を実施するということも期待されている。法教育とかいじめ防止とか、更には消費者教育とか、ワークルール教育に関しても出張授業を行うことも期待されているようです。

我々が気にするところではないのかもしれませんが、留意点としては弁護士との法務相談体制の整備にあたり、その業務内容によっては教育委員会、学校における法務相談を依頼している弁護士とは別の弁護士に依頼すべき場合もありますというところです。業務内容によっては代理する弁護士と、アドバイスする弁護士を別にするとか、そういうことも考慮されているようです。

4頁目以降にどういう形で学校が弁護士とかに相談するのかが書いてあります。一つ目としては学校の管理職とか、教職員が直接弁護士に相談できる形です。

次は学校の管理職又は教職員が教育委員会に相談をして、教育委員会から弁護士に対して相談をするという形です。ついで教育委員会から弁護士会に対して相談して、弁護士会が案件毎に弁護士を紹介する形。この3つのパターンが想定されているようです。

そういうことだけではなく、弁護士が助言とかアドバイザー業務をする際には、各種関係機関との連携するということも謳われているところです。スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとか要保護児童対策地域協議会というような形のところと連携して業務を行っていくということも書かれています。

あと、制度的なもので、気にしなければいけないこととしては、8頁目の下の方のところで、利益相反が生じる恐れがある点の注意です。

助言・アドバイザー業務については、継続的に学校及び教育委員会に対して助言をするようになります。そうすると、学校・教育委

員会を相手とする事件を受任している弁護士は利益相反により、当該学校・教育委員会においては助言・アドバイザー業務を行うことができない可能性があります。当事者間で解決すべき案件、被害児童から加害児童に対する損害賠償の話とか、刑事事件上の児童生徒の権利の擁護とか、そういう現在の役割と抵触することが考えられる場合には利益相反が生じる可能性があるので、この制度における業務を受けることはできないのではないかと注意が書いてあります。ここは報告なので自分の意見をいれない方がいいと思っているんですけど、「利益相反、加害児童とか被害児童の間に被害弁償額についての争い」というふうに限定して書いていますけれども、実際問題、被害児童から学校とか教育委員会に対する損害賠償の話も、場合によってはやや利益相反の問題とか出て来かねないんじゃないかなと個人的には思っております。

あと事例ですけれども、この手引きに関しては文科省のホームページに入っていけばすぐに手に入るので、ぜひ、皆さんも文科省のホームページに入ってご覧いただければと思います。非常に事例がたくさん載っていまして、分かりやすく相談内容、弁護士の助言、ポイントと書いてあって、11頁以下に書いてあるんですけれども、皆さんも、もし興味を持たれたら参照していただければと思います。

昨年末に文科省の方から教育行政にかかる法務相談体制構築に向けた手引きというものが出されてました。その中で、学校と教育委員会と弁護士との連携とか、パートナーシップが謳われておりますので、今後我々が学校問題を扱う場合には、多少関係してくると思うので、その関係で簡単にご報告し皆さんと情報共有させていただきたいと思います。

昨年の12月に出たんですけれども、私からすると、当然今まで弁護士とスクールロイヤーという制度はあったんですけど、文科省の方から明確にこういうのが出たのは、あれ、突然という感じです。元々政策的にも弁護士と学校、教育委員会との連携というのは、言われてたようで、2015年12月に文科省の方から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」という答申が出ていたりとか、いじめ分野において、2017年から2019年までいじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活動に対する調査研究事業が実施されていたりとかあって、更に今回、令和2年度から交付税が出るようになりました。いじめとか虐待とか、教育委員会から弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられることになったとあります。

今後は虐待とかいじめとか、過剰要求とか学校事故への対応について、法務の専門家への相談する機会が増える、そういうことからこういうような、交付税を出すような機会が出てきたことから、この「構築の手引き」が作られたということになっています。

弁護士会の方でも情報提供文書を出して協力するという話になっているようです。（終）

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.8

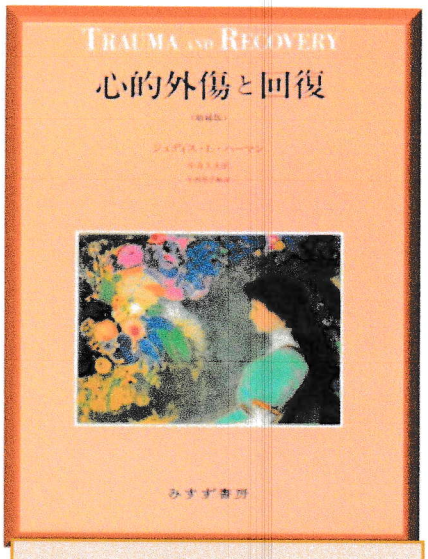

出版社　みすず書房
著　者　ジュディス・L・ハーマン
訳　者　中井久夫
定　価　¥7，480円（税込み）

心的外傷と回復

増補版

学校安全ネット通信№１０の書評を依頼されて、思い浮かんだのは、「心的外傷と回復」（みすず書房・ジュディ・レ・ハーマン著）である。本書はP・T・S・Dに係る本格的な専門書である。私は弁護士になって数１０年後多忙な時期に一気に読んでしまった記憶がある。それまでの私は、物事を表面的にしか捉えていなかったが、人の内面にまで深く立ち入ることで、人間の実像が見えることを教えてくれた。

本書には具体的な「身の毛もよだつ怖ろしい体験」の例が多く掲げられている。その１つひとつが、人間の内面を捉えていた。（中井久夫の名訳によるところも大であろう。）

冒頭の謝辞のはじめに、「本書はその生命を女性解放運動に負うものである。」とあるように、単なる医学書ではない。思想書である。そのことは、本書を更に深いものにしている。「本書の知的源泉は男女両性における正常発達と異常心理との基本概念を再創造しようとする全フェミニストプロジェクトである。」

「私は母に生きて本書を見てほしかった。母の心理学的洞察と知的大胆さと品位と、苦しむ者と抑圧された者への共感と、正義の怒りと、政治的ヴィジョンとは私が受け継ぐべき遺産である。」との記述も、本書の品格と広がりを物語っている。

著者は「序」の中で、本書の核心をつぎのように述べている。

第一に、残虐行為への通常人の反応は、これを意識から排除することである。社会の申し合わせの侵犯のあるものは、声を出して語れないほど怖ろしい。残虐行為を否認したい欲望と同程度に強力なのが<否認はうまく働かないはずだ>という確信である。怖ろしい事件の真相を回想し語ることは、被害者個人の快癒と社会秩序の回復との前提である。

１９７０年代のウーマン・リブ運動のスピークアウトは女性に対する暴力犯罪が広まっているのを公共の意識に上がらせた。口をつぐまされていた被害者たちがその秘密を明かしはじめた。

これまで決してその物語を語らなかった全国の女性たちからの手紙が私たち（精神科の医師）のところにやってくるようになった。この手紙によって私たちは語りえないものを語ることとの力を理解し、否認と抑圧との障壁が撤去された時に解放される創造的エネルギーを身を以って直接味わった。

第二に、本書は、性的および家族的暴力の被害者を相手とする臨床および研究の２０年間の果実であり、多数の他種の外傷を受けた人々への経験が増大していることを反映している。また、つながりを取り戻す本であり、コミュニケーションに関する本でもある。

第三に、心的外傷後生存者の証言が本書の中核である。生存者はわれわれに断片をつなぎ合わせ、物語を再構成し、その現在の症状を過去の事件の光に照らして意味のあるものとせよと迫る。

著者は、本書が賛否両論を巻き起こすだろうと予想する。－①本書がフェミニストの観的から書かれたから、②本書が既成の診断概念に挑戦するものだから、③身の毛もよだつ怖ろしいことを記しているから。

こうして本書はPTSDの聖典となった。

弁護士　朝倉正幸

コ　ラ　ム

教育現場から見える学生気質

和田巌雄（会員）

公立高校で教師をしております。自立心がない学生が多くみられ、授業内でも教科指導（物理）をしながらキャリア教育を実施しています。今回はその内容について書かせていただきます。

近年の学生は自己に対して矢印を向けなければならないことに気付かずに、他者に対して矢印を向け続けてしまう人が増えていると思います。自己実現ができていない学生程この傾向が強いと感じています。

教育プログラムの最適化や世の中全体を見させる機会も多く作り、様々な情報を用意し、適切な指導をするのが我々の役割ですが、これらを有効活用できないのです。そして結果的に何かが決まらないと（主に進路）、そのフラストレーションが担任や保護者へ向かってくる現状です。

私自身、民間企業で６年働き、教職員になっています。大卒後すぐに教職員になった人より、企業が求めている人材が把握できています。自身の経験をも生かし、学生が数年後自立し、社会人として立派にスタートできるよう自主性を強調した教育を実施しています。自ら道を切り開き、自分が成長するために何が必要か自分で考え、そして自ら学んでいく、そういう自ら成長していく人が、将来何事にも挑戦し、物事を打開していける人材であることを意識させています。物理の質問においても、すぐ聞くのではなく、数日考え続け自分の考えを持ってから聞きに来るように指導しています。

学習した内容を自ら整理し、自ら考え、自ら調べ、そして後に自身の考えを教師に述べさせることで自立心を育成しています。

会員の皆様、本誌をご覧の皆様、教育現場にいる身として多くの方々のお役に立てたらと思っております。

私にできることがあればお気軽にご相談ください。

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,000円　☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ）学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元 ・ お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　03－3511－5070
FAX　03－3511－5784
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見2－7－2
ステージビル1706号
南北法律事務所　内